

受刑者の刑名ごとの人数（令和8年6月1日現在）

刑名	受刑者数（人）	構成比（%）
拘禁刑	5,273	15.1
懲役	29,513	84.6
禁錮	89	0.3
拘留	0	0.0
総計	34,875	100.0

※矯正局調査による。

※拘留には旧拘留（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法第16条で規定する拘留をいう。）を含む。

受刑者の矯正処遇課程の指定状況（令和8年6月1日現在）

課程名		受刑者数(人)	構成比(%)
拘留課程	D	0	0.0
少年院在院受刑者処遇課程	Jt	0	0.0
短期処遇課程	ST	133	0.4
外国人処遇課程(一般)	F	1,064	3.2
外国人処遇課程(特別)	FX	679	2.0
外国人処遇課程(条約)	FZ	9	0.0
禁錮課程	I	47	0.1
少年処遇課程	J	10	0.0

課程名		受刑者数(人)	構成比(%)
高齢福祉課程	DS	1,897	5.7
福祉的支援課程(知的障害・発達障害)	DH	1,563	4.7
福祉的支援課程(精神上の疾病又は障害)	DM	518	1.5
開放的処遇課程	O	253	0.8
依存症回復処遇課程	A	348	1.0
若年処遇課程1	Y1	226	0.7
若年処遇課程2	Y2	1,102	3.3
若年処遇課程3	Y3	340	1.0

課程名		受刑者数(人)	構成比(%)
長期処遇課程1	L1	220	0.7
長期処遇課程2	L2	1,969	5.9
長期処遇課程3	L3	1,150	3.4
長期処遇課程4	L4	262	0.8
一般処遇課程1	G1	1,366	4.1
一般処遇課程2	G2	7,862	23.4
一般処遇課程3	G3	11,347	33.8
一般処遇課程4	G4	1,207	3.6

総数	33,572
-----------	---------------

※矯正局調査による。

※令和7年5月29日付け法務省矯成第1382号矯正局長依命通達「受刑者の処遇指標の指定等に関する訓令の運用について」に基づき、個々の受刑者に指定される主たる矯正処遇課程に係る処遇指標（主課程）を計上したものを。

※処遇調査が終了していないこと等により、矯正処遇課程が指定されていない受刑者を除く。

※構成比は小数点第二位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が必ずしも100%と一致しない。